

船舶事故調査報告書

令和2年9月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年10月20日 20時30分ごろ
発生場所	高知県須崎市須崎港 須崎港湾口西防波堤東灯台から真方位277° 100m付近 (概位 北緯33° 22.5′ 東経133° 17.1′)
事故の概要	貨物船第一明隆丸は、航行中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年11月11日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第一明隆丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	142254、株式会社三晴マリン、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	球状船首の破口等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、須崎港に入港する目的で、約12ノットの対地速力で手動操舵により航行した。</p> <p>本船は、船長が、須崎港口に向けて右転しようとしたところ、左舷船首方から前路を横切る漁船を認めたので同漁船の通過後に右転することとし、前路の須崎港湾口西防波堤（以下「本件防波堤」という。）までまだ距離があると思い、漁船の動静を見ていたところ、本件防波堤が目前に迫っていることに気付いて主機を全速力後進としたものの、本件防波堤の南側に設置された消波ブロック（以下「本件消波ブロック」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.8m、船尾約3.5mであった。</p> <p>船長は、漁船に気を取られ、速力を落とすのを失念したと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、本件防波堤に向けて航行中、船長が、左舷船首方から前路を横切る漁船に意識を向け、速力を落とすことを失念して航行していたことから、本件防波堤が目前に迫っていることに気付いて全速力後進としたものの、本件消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、須崎港口に向けて右転しようとしたところ、左舷船首方から前路を横切る態勢の漁船を認めた際、同漁船の通過後に右転することとし、本件防波堤に向かっていたものの、まだ距離があると思い、漁船の動静に意識を向けていたことから、速力を落とすのを失念したものと考えられる。</p>

原因	本事故は、夜間、本船が本件防波堤に向けて航行中、船長が、左舷船首方から前路を横切る漁船に意識を向け、速力を落とすことを失念して航行していたため、本件防波堤が目前に迫っていることに気付いて全速力後進としたものの、本件消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 入港する際は、特定の船舶だけに意識を向けることなく、周囲の防波堤等への接近状況を確認し、常時、適切な見張りを行うこと。